



人材不足を **研修** による教育で補いませんか？

企業研修企画×講師派遣× 助成金申請を一括サポート！



CUSEFUL GROUP
公式イメージキャラクター
学び犬「キュー太」

1 教育研修のメリット



社員の離職を防ぐため
教育で定着率UP



労働環境の改善のため
教育で生産性UP



研修制度の充実をPRL
人材不足を解消するため
教育で採用力UP

2 外部講師利用メリット



社内の教育担当者の
業務負担を大幅軽減



様々なテーマのプロ講師から
専門性の高い研修を
受講できる



社内にはない
新しい考え方や
知識・スキルを学べる

3 助成金活用メリット



同一人物に
年3回申請可能



事業所ごとに年間で
1,000万円まで受給可能



研修講師の手配や
助成金の申請手続きも
当社が一括サポート！
社員教育を継続的に支援！

翌年度以降も、「同一人物に年3回」「1,000万円」

サービス提供事例

「研修・助成金サポート」の対象要件は、研修時間「15時間以上」かつ「受講者5名以上」となります。
下記のような研修を企画・開催しておりますので、カリキュラム等の詳細はお気軽にお問い合わせくださいませ。

新入社員研修

身だしなみや名刺の渡し方等のマナーから、
聴く・伝える・考えるスキルや社会人としての
仕事の考え方を習得するための研修を実施。



チームビルディング研修

チームワークを阻害するコミュニケーションの
弊害を学び、個性心理学に基づいた組織の
最適化を目指すための研修を実施。



営業研修

目標設定・提案・傾聴・問題解決・時間管理・
目標達成のための行動力等、営業職としての
能力向上を図るための研修を実施。



販売力強化研修

店舗販売に従事する社員に対し、接客・接遇の
技術、場面に応じた適切な対応方法を習得し、
販売力を向上させるための研修を実施。



接客・マナー研修

接客接客技術、作業効率向上、お客様心理の
理解、ミス・クレームの減少法、顧客をファンに
する方法等を習得するための研修を実施。



PCスキル習得研修

基本的なITリテラシーやセキュリティ知識、
Word・Excel・PowerPointの便利な使い方を
習得し、業務効率向上のための研修を実施。



エンジニア研修

コンピューターを用いたシステム開発や運用、
サイトの設計・構築など、エンジニアに必要な
知識やスキルを習得するための研修を実施。



各種専門知識・技能習得研修

美容師リピート率向上、建設業安全管理向上、
会議技術向上、Adobe・CADソフト操作研修
など、その他専門性の高い研修を企画し実施。



研修計画例



- 1回目 新入社員研修 (5H×3日)
- 2回目 IT基礎・Office活用研修 (5H×3日)
- 3回目 フォローアップ研修 (5H×3日)

初級

中級

上級

営業力強化研修 7.5H×2日×3回

上記以外でも、受講したい内容や研修・講師がいる場合は、ご相談下さいませ。

返済不要

助成金活用で社員教育にさらに力を入れて取り組みましょう!

人材開発支援助成金 (人材育成支援コース)

職務に関連した専門的な知識・技能を習得させるための
10時間以上の研修に対して助成



- 同一人物に「年間3回まで」申請可能、雇用保険適用事業所ごとに、年間受給上限「1,000万円」まで
(翌年度以降も同一人物に「年間3回まで」申請可能、年間上限「1,000万円」の受給が可能な助成金です)

研修・助成金サポート費用 **1人あたり 385,000円** (税込) ※15時間の研修費用 363,000円
+手続きサポート費用 22,000円

中小企業 (5人以上から開催)

大企業 (10人以上から開催)

中小企業の範囲 (A: 資本金の額・出資の総額、B: 常時雇用する労働者の数)

小売業 (飲食店を含む) - A: 5,000万円以下 または B: 50人以下
サービス業 - A: 5,000万円以下 または B: 100人以下

卸売業 - A: 1億円以下 または B: 100人以下
その他の業種 - A: 3億円以下 または B: 300人以下

お手続きの流れ

お申し込み

約10日以内

必要書類ご提出

約10日以内

計画届提出
研修の1ヶ月前迄

費用のお支払い
研修の1週間前迄

研修実施※感想文

研修後2ヶ月以内

必要書類ご提出支給申請

おおよそ6ヶ月目安

助成金受給

※上記の間に書類のやりとりが複数回ございます

必要書類	お申込時	お申込書	研修受講時	受講者それぞれの感想文
	計画届出時	対象者の雇用契約書 対象者の被保険者証 就業規則、等	支給申請時	受講月の出勤簿、賃金台帳

注意!

下記の場合は助成金の支給対象となりません

- 必要書類の提出期限遅れ
- 労働保険料の未払い
- 過去5年以内の助成金や補助金の不正受給
- 所定労働時間外に実施された賃金助成
※経費助成については助成対象
- 計画期間の初日の前日から起算して6ヶ月前の日
から支給申請日までに解雇者(会社都合退職者)
が居る
- 費用の返金が行われる場合

※訓練実施日に、訓練が行われているかどうかの確認を労働局が行う場合があります。(事前連絡なし)

まずはお気軽に、お電話、メールにてお問合せ下さいませ。

お問い合わせ



企業研修といえばキューズフル

CUSEFUL GROUP

06-6147-7495

